

安全保障理事会決議 2047 (2012)

2012年5月17日、安全保障理事会第6773回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンの状況に関する安保理の従前の諸決議並びに安保理議長諸声明、そしてとりわけ諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011) 並びに 2046 (2012) を想起し、

スーダンおよび南スーダンの主権、独立、統一と領土保全並びに国際連合憲章の目的および原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

国の領域的境界は、力によって変更されてはならないことおよびあらゆる領域紛争は、平和的手段により排他的に解決されるものとするをくり返し表明し、

包括的和平合意からの全ての未解決の問題の完全且つ緊急の履行に安保理が付与した優先権を確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理の従前の諸決議 1674 (2006) と 1894 (2009)、子どもと武力紛争に関する 1612 (2006)、1882 (2009)、1998 (2011)、人道要員および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003) 並びに女性、平和および安全に関する 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009) と 1889 (2009) そして 1960 (2010) を再確認し、

アビエイ地区の行政治安の暫定的取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との間の 2011年6月20日協定においてスーダン政府と南スーダン政府行つた約束、国境の安全保障と合同政治安全保障メカニズムに関するスーダン政府と南スーダン政府との間の2011年6月29日協定およびスーダン政府と南スーダン政府との間の国境監視支援ミッションに関する2011年6月30日協定を想起し、

現在の緊張を和らげ、分離後の関係に関する交渉の再開およびとりわけスーダン共和国および南スーダン共和国間の状況に関するアフリカ連合平和安全保障理事会の第319回会合における2012年4月24日の決定で定められた行程表を含む、両国の関係の正常化を促進するため、その決定に対する安保理の十分な支持を表明し、

両国が暴力若しくは挑発的行為を用いる代わりに自制を示した対話の道を選択した場合には、両国はより多くのものを得ることを強調し、

AU ハイレベル履行パネル議長タボ・ムベキ大統領を含む同パネル、アブダルサラム・アブバカル前大統領、ピエール・ブヨヤ前大統領、開発に関する政府間機構議長メレス・ゼナウィエチオピア首相、スーダンおよび南スーダン事務総長特使ハイレ・メンケリオス並びにテスファイ・タデサ中將の指導力の下に国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) により当事者に対して提供された継続的支援を賞賛

し、

その職務権限を遂行する UNISFA の取組を賞賛し、また部隊提供国の活動に対する安保理の深い感謝の意を表明し、

同地域における国際連合支援が一貫していることが重要であることを念頭に置き、

国連平和維持活動の全てで HIV/AIDS およびその他の感染性疾患の予防と管理において平和維持活動要員に十分な注意を促す国際連合の取組を歓迎し且つ奨励し、

相当な数の文民の殺害および移送を含む、国際人道法と人権法に違反して、文民に対してアビエイ地区で犯された全ての暴力行為を深く懸念し、

効果的な人権監視の必要性を強調し、またこの目的のための当事者による事務総長との協力が欠けていることに懸念を表明し、

アビエイ地区の全ての影響をうけた地域共同体に対する人道支援の提供を促進することの緊急性を強調し、

避難民の自発的な、安全な、秩序ある帰還と持続的再統合および安全且つ協力的な移住期の重要性を確認し、

2011年6月20日の協定および決議2046に違反した軍事並びに警察要員の駐留が、ミセリヤ族の放浪者の安全な移住とンゴク・ディンカ族の避難民の故郷への帰還に対する脅威を与え、また UNISFA の職務権限の十分な履行を妨げていることを強調し、

アビエイ地区行政機構の設立が遅れていることを深く懸念し、

放浪生活を送っている者の移住に関連した特有の問題を扱う特殊部隊を含む、アビエイ警察の設立が進んでいないことに留意し、

避難民の故郷への安全な帰還と安全な移住を妨げる、アビエイ地区に地雷が存在し続けていることに深く懸念し、

アビエイの将来の地位は、いずれかの当事者の一方的行為によるのではなく、CPA に一致したやり方で当事者間の交渉により解決されるものとするという安保理の決意を表明し、また全ての当事者に対しアビエイの地位に関する最終的な合意に向けた交渉に建設的に従事することを求め、

アビエイにおけるおよブスーダンと南スーダンとの間の国境に沿った現在の事態が、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成することを認識し、

1. 決議 1990 (2011) の第 2 項に規定され決議 2024 (2011) により修正された、また国際連合憲章の第 7 章に基づいて行動し、任務が決議 1990 の第 3 項に規定された、国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) の職務権限を、6 か月の期間、延長することを決定する。
2. 決議 2046 に従った、南スーダンの軍および警察要員のアビエイ地区からの再配置を歓迎し、またスーダン政府が、即時且つ前提条件無しに、残りの全ての軍および警察要員をアビエイ地区から再配置することを要求し、また、関連する諸決議、とりわけ決議 1990 と決議 2046 に従って、アビエイ地区が UNISFA とアビエイ警察以外のいかなる軍からも非軍事化されるものとするをくり返し表明する。
3. スーダンおよび南スーダンが、上級職の任命を巡る行き詰まりを解決することを含む、アビエイ地区行政機構の設立を即刻完了させ、2011 年 6 月 20 日協定におけるその公約に従って、アビエイ警察を設置することを要求する。
4. スーダンおよび南スーダンに対し、2011 年 6 月 20 日協定の履行に関する堅実な進展を確保するため、合同アビエイ監視委員会の常時使用を行うことを促す。
5. スーダンおよび南スーダンが、以前に採択された協定に従って国境の自国側までその全ての軍隊を無条件で撤退させ、また 2011 年 11 月に AUHIP により当事者に示された行政安全地図、この地図は紛争地区と国境画定に関する現行の交渉および合同政治安全保障メカニズムの下での特別委員会を作動させることを害するものではないことが了解されている、に従って、必要な国境安全メカニズム、すなわち合同国境検証監視メカニズム並びに安全非武装国境地帯 (SDBZ) を作動させるものとするという決議 2046 における安保理の決定をくり返し表明する。
6. JBVMM の暫定本部を直ちに設立して当事者を支援する事務総長の取組を歓迎する。
7. 合同国境検証監視メカニズムのための十分な活動能力を達成しまたアビエイ地区の完全な非武装化を完了するために、決議 2046 に定められた決定および安全非武装国境地帯から全ての軍を再配置することを含む、2011 年 6 月 20 日、6 月 29 日並びに 7 月 30 日の協定に定められたスーダンおよび南スーダンの約束の両国による遵守に照らして任務の可能な再構成のため 4 か月の期間の後に UNISFA の職務権限を再検討する安保理の意図を表明する。
8. 全ての加盟国、とりわけスーダンおよび南スーダンに対し、全ての要員並びに UNISFA の排他的且つ公式な使用のための装備、食料、供給品および車両、航空機並びに予備部品を含むその他の品物の、アビエイおよび安全非武装国境地帯全体へのそしてそれらの地域からの自由な、妨害のない且つ迅速な移動を確保することを求める。
9. 決議 1990 (2011) の第 4 項で言及された部隊の地位協定が、UNISFA に関して必要な変更を加えて適用し続けることに留意しまたスーダンおよび南スーダンが事務総長と部隊の地位協定を直ちに

締結しそして国連の軍事要員と文民要員にその国籍に関わらず査証を発給すること、基盤となる取極と飛行許可を促進すること並びに兵站的支援を提供することを含む、国際連合へ十分な支援を提供することを要求する。

10. スーダン政府および南スーダン政府が、国際連合地雷対策支援室の展開並びにアビエイ地区の地雷の特定と除去を促進することを要求する。
11. 関係する全ての当事者が、適用可能な国際人道法に従って、支援を必要としている文民への人道要員の十分な、安全且つ妨害のないアクセスとその活動に必要な全ての施設を提供することを要求する。
12. 事務総長に対し、人権の効果的な監視が遂行されることおよび安保理への彼の報告書に結果が含まれることを確保することを要請し、またスーダン政府並びに南スーダン政府に対し、この目的のために、関係する国連要員への査証の発給を含む、事務総長への十分な協力を与えることを求める。
13. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策を UNISFA が完全に遵守することを確保するために必要な措置を講じることおよびそのような行為が発生した場合には安保理に通知し続けることを要請する。
14. スーダン政府および南スーダン政府との間の改善された協力は、平和、安全および安定並びに両国間の将来の関係にとってまた重大であることを強調する。
15. 事務総長に対し、60 日の間隔で UNISFA の職務権限の履行についての進展を安保理に通報し続けることおよび上記に言及した協定のあらゆる重大な違反に安保理の注意を直ちに喚起し続けることを要請する。
16. UNISFA、UNMISS および UNAMID を含む、同地域の国連使節団内の緊密な協力を確保する事務総長の取組に留意し、また彼にこの実行を続けることを要請する。
17. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。